

資料紹介

松浦家文庫の海外交通史料について

小葉田 淳

類一)
(一) 豊臣秀吉朱印狀
大佛油蠟早速造立之段神妙思食ひ、然者御
員物之儀、雖被仰付、尙以爲御褒美、國役
被成御免除ひ、並居屋敷被加御扶助ひ、可
得其旨ひ也
八月九日 (秀吉朱印)
古道

(二) 大友三非齊朱印狀

其方事連々毎事依馳走、分國中津々浦々諸
關道具諸公事、令免許畢、然者下目諸界往
返之刻、違亂之族於有之者、爲先此狀申
理、聊無異儀、遂其節可爲肝要者也
天正六年五月廿六日 三非齊(ローマ字朱印)

大明古道

(三) 松浦隆信書狀

尙々此書中他見いましき、又々茶入之
ふくろに成ひする小紋ノ段子切ても、
何とそもとめ持下いへ、さんごしゆおし
め帯はさみななどの類、何にても珍敷手ノ
物もとめ持下いハ、見合せ進物ニさせ
可申ひ、もし進物不仕共、爰元ニてりら
せ可申ひ間、随分情ヲ入、他ノ船にも尋
もとめ可有ひ、又御奉行家御子様達御持

平戸松浦家では現在有年庫、南庫に文獻類
を架蔵し、前者には樂歲堂文庫に屬する和漢
書の一半を後者には平戸藩關係資料を納めて
いる。その外に御世製品として特に重要視し
た文書が別に保蔵され、史料編纂所や京大國
史研究室でも影寫している松浦文書七卷はそ
の内に含まれ、また松浦一黨の伊萬里氏關係
の伊萬里文書二十一通の如きもこれに屬して
いる。南庫架蔵の文獻の中に、引用書と稱す
る一群のものがあるが、これは松浦家世傳編
纂の資料である。松浦家世傳は二十六世法印
公傳まで松浦歴代の本傳二十七卷に夫人傳、
公族傳を加えて五十六卷より成り、三十世棟
(雄香公)原稿、三十四世清(靜山公)纂輯
三十五世熙(觀中公)校訂となつてゐる。

語まで藩内にあまねく採集し、松浦家に關係
あるものは他領にも弘く求めたので、棟の代
元祿頃の採集もあるが、大體は清の代に蒐集
されたものが多いようである。原本の失われ
たものが多いと思われる現在では、引用書は
史料として貴重のものとなければならぬ。
①なほ熙、曜、詮、三代同輯の形式で、隆信
(宗陽公)以來清に至る家世續傳七卷が續輯
されたが、その資料は御意濟帳、大目付日記
等の藩の各日記が主である。
さて御世製品の松浦文書中には秀吉がはじ
めてキリシタン禁止の意を宣布した天正十五
年六月十九日の定をはじめ、數通の海外交通
に關係ある文書があるが、それについては述
べない。こゝでは引用書中に見らるゝ若干の
文書について簡単に紹介しよう。

引用書は家世傳編纂のために、記録、舊記、
系圖の類はもとより記録、鬼簿或は縁起、物
○賈人安武六左衛門舊記(引書本三番 舊記

遊ニ成りし物、何そいたいけなるもの

もとめり而下可有、其方事ニハ聞、何

とそ爰元才覺ハ可申、たかさこノ口を

其方登人ニテ申請、買仕仕やうニ可申

調と存ハ聞、無由斷下待入、右之書申

町人待ニよらず他見あるましく、爲御

心得、以上

六月七日之書狀被見申、無事ニ高砂より

歸朝之由珍重千萬ニハ

一、御朱印之儀承、則奉行家へ申上、

大形可罷成かと存ハ

一、土ノ物注文を以給、過分ニハ、併登

ツも不殘、其方付ハ、上様江貴所進上

之由申上而申、大炊殿江其方下ハ儀ハ

無用ニハ、御朱印被下、我等へ直ニ可

被下由被仰出、共、前後か様之儀不存ハ

條、乍大儀下ハへ、以來迄之覺ニハ

間、上様 御目見得ハ様ニ才覺可申、自

然茶碗水つきさけつぎ油つき其外珍敷道

具ハ者、隨分求持下可有、路次造作之儀

ハ不苦ハ

一、高砂之口商賣ヲ其方登人ニテ御朱印請

取ハ様ニと存、とかく爰元へ下ハハてハ

よと隨分其方事ニハ聞、肝いり可遣之ハ

一、大儀ニテハハ共、御年寄衆其外も珍

敷思召ハハんま唐之能仕、管絃仕ハ

もの四、五人御座ハハ、めしつれハハカシ

と存、大勢ハ無用ニハ、是も其方之爲ニ

よき事も可有之と存、大形 上様大納言

様も跡ニより御覽可被成、何れも下ハ而

惡敷儀ハ有間敷と存ハ

一、近來そつじの申事ニハ共、御朱印ハ

出可申ハ聞、内々唐船之才覺申ハ而召置可

然、爲心得申、珍敷物ハ他之船より參

ハ共、求持下可然、由斷ハ間敷、謹言

七月廿四日 肥前守

唐入 隆信(花押)

かびたん まいる

大佛油麴唐人の儀、國役被成御免除の之條
可得其意、猶以屋敷敷等令扶助、別而懸
目堪忍の様ニ可申付也

(天正十七)

八月九日 秀吉朱印

(續信)

松浦式部卿法印

この朱印狀二通は享保以後、藩公の手許に
留められたので、御世製品の内に現存する。
古道は來朝の當初は豊後臼杵邊りに住んだの
であるまいか。臼杵の唐人町に居住した陳元
明が、やはり天正十六年大佛造營の際に油麴
をつとめ、八月九日の國役免除、居屋敷扶助
の秀吉朱印狀以下を、その後裔の大分縣南海
邊郡明治村の陳治一氏が所藏している。油
麴は漆喰で、又兵衛の書立には「先年大佛御
造立之節石灰之仰付由にて」といつてい
る。古道は平戸木田田に屋敷を賜わり寛永二
年病死し法善寺に葬つた。又兵衛の親、六
左衛門は古道の養子になり、安武姓を稱し、
其後は吉野町に住んだ。

元和頃平戸に住んだシナ人の頭人に
Andrea Ditis があり、コックスの如きは
長崎平戸その他を含め日本在住シナ人の頭人
並に指揮者とされると報じているが、彼

松浦家文庫の海外交通史料について

は泉州人李旦に當るらしく、長崎在住の弟華
字とともに南方各地に船を出し、臺灣からも
鹿皮生絲を買入れて輸入している。(四)の宛
名唐人かびたんは李旦と思われ、(三)は隆信か
ら彼が高砂の口商賣を獨占し得る如く御朱印
狀の下附を幕府へ運動すべきことを述べたも
のであるが、一六二二(元和八)年十二月卅
一日のコックスの書翰には臺灣行の御朱印狀
がシナ人に下附されたことが見えて元和八年
のものとして推定される。甲必丹李旦と古道或
は安武氏との關係、つまり唐人かびたん宛の
文書が安武氏に傳えられた事情については未
だ明かでない。

○御判物御書拜領之者書出(引書本 十番)

(一)安藤市右衛門書上

謹言上

一、かられい様ノ御代より被召使、先祖
宗若と申、遣可様法印様常安様壹岐守様
毎年うぶさん上ケ申、爲其悦、高嶋へ少

知行、町壹ヶ所、壹こし被下、于今持

留申事

一、此外御台所何籍我等調申、正月ノ御
入用之物、御多ほし迄も上ケ申、萬事御
台所同前に調申事

一、方々御出陣之刻いつかたにも致御供御

奉公申上事、薩摩宇戸志岐天草からうら

一、船かゝり、米をうり、銀子ヲ見申、我

等壹人にて仕事

一、おらんだ参り初商事我等ニ被仰付仕廻

申事

右大形に申上、ケ様之筋目之者にて御座

之之間、一度外聞可然、猶御披露奉願存

寛永拾六年正月廿日 安藤市右衛門

淺山三左衛門殿

龍崎七郎右衛門殿

市右衛門の先代は善右衛門で、道可以來の

判物は町人安藤市三郎藏御書寫(引書本十一

番)にあり、その後裔は延命町に住んだ。

(二)松浦隆信判物

去年者おらんだ鐵誂ニ付、情ニ入相調

由祝着、黒船來朝之時分ニ之之間、隨分

珍敷道具こま物以下求出し可爲尤者也

七月七日

肥前 隆信(判)

みたらや助右衛門

御手洗屋は安藤とともに有力な商人だつた

が、その後は不明である。

(三)松浦隆信書狀

(不明)参り舟のかひたんへ遣、是又

其元へ以て調右同前に兩人所迄可被指下事

一、其元へちらんだ預置の荷物之儀、其儘其元へ來年迄も預け置度由申の間、隨ニ預リ置尤い、恐々謹言

十月十二日 松肥前

隆信(花押)

荒河久馬助との參

荒河氏は平戸の留守役を勤めたらしい。

○逸岩公時享保元年御老中へ出ス書付抄(引書本十二番)

(一)徳川幕府老中奉書

猶以京界商人茂其地立可罷下の間、相對次第商賣いたし様ニ尤ニ以、以上

急度申入い、依阿蘭陀船於平戸前々ことく

かひたんだ次第商賣いたし様ニ可被成い、

不及申いへ共伴天連之法ひろめざる様かた

く可被仰付い、恐々謹言

(元和二)

八月廿三日

土井大炊頭 判

安藤對馬守 判

板倉伊賀守 判

本多上野介 判

松浦肥前守殿人々御中
元和二年八月二十日付イギリス商館が得た

る朱印は平戸以外の他處にての取引を禁ずる

もので、幕府の取引地制限方針はシナを除く外人に及んだことは、一六一六年九月三十日

(元和二、八、二〇)の都發蘭商館員エルペルト・ワウテルセンの書翰の追記に「本月二十八日(元和二、八、一八)皇帝陛下の命に

より、都及び大坂に於て公布せられたる法令に依り、外國人はオランダ人、イギリス人、ポルトガル人、イスパニヤ人皆前記の地に於て、其商品を販賣することを得ず、只其船舶

の通常入港する平戸、又は長崎に於てのみ之を爲すこととなりたり」とある。隆信は更めて十一月蘭英商館長を城内に招き、貿易を平戸並に長崎に限るべき老中よりの命を傳えた。

(一)慶長十四年おらんだ通航の朱印狀

(二)元和三年おらんだ通航の朱印狀

(三)この二通の正文はヘーグ市國立文書館に所

藏され、(一)の寫も同文書館にあるようである

が松浦家には(一)の正文と(二)の案文が傳え

られたものと思ふ。

○阿蘭陀人平戸へ來る年次考(引書本十二番)

(一)甲必丹にこらす、こけはかり Nicolas

Conckebeker ふらんす・かろん Francois

Caron 書狀

おらんだ共御理り申上り條々

一、自今以後平戸高佐古ニ召置いおらんだ人、隨分撰、前角之こへるなとりる様成者

召置申間敷と、内々堅各相談仕り事

一、こへるなとりる儀あわれ今度被指免、歸國被仰付被下り様ニ偏ニ奉願い、本國へ

指願い共、奉對日本重料之著ニ間、緩々不仕召置可申と、せねらるおらんだ人中

も申上り、彼者故數年皆共迷惑仕罷在り事ニ御座り間、少も偽御座有間敷り事

一、高佐古へ日本舟敷渡りいへへ、唐人との商賣も仕兼い、其上日本よりも程隔い、

我々國よりも程も遠御座り、自然無調法之儀も重而仕出しいへへ、又々迷惑仕事ニ

間、高佐古の日本舟之儀、御分別を以被仰付被下り者、別而可忝い、誠今迄日本舟

も渡海仕り所之事ニ條、高佐古之儀おらんだ斗にて我儘ニ仕度との御理りニ似申迷

惑ニいへ共、我々無難様ニと存御理り申上り事

一、長崎かれうた糸之ね段不相澄以前者、

おらんだ商賣之儀仕間敷之旨、被仰付い、

何とも迷惑仕り、糸之儀者尤可奉伺御法式

い、其外荷物之儀者、前々のことく相對次

第ニ糸賣買無之以前ニ拂申り様ニ、各様御

事

事

事

分別を以被仰付被下様ニ奉願ひ、左様ニ無御座ひハ天川ニ違、我々國者程遠い故、

仕廻難成ひ條申上事い、其上手前ニ舟仕廻ニても、かれうた出船廿日も後ニ出船仕様ニと被仰付い、迷惑仕い、歸國之儀時分遠いハ海上難儀ニい條、仕廻次第ニ出舟之前後者、我々次第ニ被仰付、是非共奉願ひ事

一、誠ニ御懇泰仕合此上無御座ひ所ニ、か様之御理申上儀、近來迷惑仕い、異國者之儀ハ間萬事被加御慈悲儀、奉願罷有事い、此段御年寄衆へ被仰上可被下い、以上

平戸かひたん

にこらすこけはかり

ふらんすかるん

進上 松浦肥前守様

右之段唯今肥前守様江戸へ御座ひ故、御存知なくい間、長崎御奉行衆へ可申上旨被仰付い條、乍慮外如此い

今村傳四郎様

曾我又左衛門様(紙のうらに書てあり)

(二)松浦隆信書狀

尚々船作事儀、少相待いて尤い、但被損之所最前被御免い條、無申事い、併竹中

松浦家文庫の海外交通史料について

安女殿被罷下い間、万事得御意可然い、以上

五月廿八日之書中、殊珍敷桃燈送給、一入令満足い、其上樽着到來い、次ニ其方身之上之儀、随分無油斷、御年寄衆へ申上いへ共、嶋彈正殿御煩故はか不參い、其上我等事も此中氣分悪い故、御年寄衆へ參會不申遅い、併近日可相濟條可心安い、委細者こもたうる所より可被申越い、手前指合儀にて書中大方い、恐々謹言

六月廿二日 松肥前守
おらんたかひたん
こるねい 殿

(三)松浦隆信書狀

七月七日之書中被見い、しやかたらし出之船一艘着岸之由満足察入い、荷物之注文同前ニ御年寄衆迄遂披露い

一、案書遣申い、爰元奉行衆長崎奉行衆へ急度書狀指上ケ可然い、目安之様ニ書上ケいハ、又おらんた出入もい哉と自他之外見も悪敷い間、ケ様ニ仕らせい、随分各爲ニ成いを情ニ入い條可心安い、其方ふらん寸逗留之間ハ如在有間敷い

一、馬騷馬嚙ニ相届、則上様へ鞍道具共ニ置い而懸御目進上い處ニ、拙者へ則拜領仕

い、先々預り置い、別而之仕合大慶不可過之い、此段能々しやかたらし申越可給い、

前角約束之軍之様子作り物、片時も急てのほせ可有い、御旅之御慰ニ公方様へ懸御目度い、委細之段大學所迄申越い間、内々之談合ハ其元奉行入魂ニ而、公儀外様之分ハ、長崎御奉行衆被任御指圖い様ニ、万事心得入可申い、我等事今度上り申上い道中より煩出、其上老故一回無正復い、申付儀も万事不成い、口惜次第ニい、内々其心得尤い、毛頭心底非如在い

一、又々船來い共、彌右之通ニ荷物注文斗我等所へ遣いハ、遂披露万事ハ長崎奉行衆ニ御指引たるへくい、其分心得尤い、恐々謹言

七月十七日

おらんたかひたん

にこらすとの返報

(一)は寛永十年のものとして推定される。蘭人の台湾占據とシナ貿易の確保、邦人の台湾通商に對する蘭人の壓迫と幕府に對するその禁止運動、濱田彌兵衛事件、幕府の蘭人拘禁並に貿易禁止の強硬態度、バタバヤ總督の解除運

動から、當の責任者元の台湾長官ヌイツを寛永九年日本に送つて事態は漸く解決した。一

元和貳年

極月四日(印)

舟大工

船右衛門

(包紙)

(通)

具章奉入奏申

御皇殿閣

日本國平戶源朝臣松浦鎮信

前臺下

(封) 天正五年正月吉日謹緘

從古流令、中國西洋日本進

貢相貢、生理之儀、幸然、前歲有暹羅

御皇洪恩、以遣郭六官寶舟、登臨之處、平

戶平安回歸、幸喜々々、今度又蒙吳老寶舟

二度渡海之臨、萬賴

御皇相意同情、年々可賜一舟來此、千歲萬

歲、若如日本之物御用、奉欽言叙、御文

書達知、感激不勝、又此日本平戶乃爲即

御皇治下管守勝侶、惟々又再蒙賜

送大織賴感、草々伏幸禱々々

無足可奏申爲禮、只薄具

兵頭甲一領

少仲

貢上

天正五年正月吉日

大國御皇 御閣臺前

日本國平戶

源朝臣松浦鎮信頓首百拜(花押)

六三三年一〇月(寛永十、九、)クーケパッケ

ル商館長となり、カロンとともに參府し、家

光病氣のため謁見遅れ、館長はカロンを殘し

て平戸に歸つた。翌年春カロンは謁見を了

へ、その時に(フ)マイツの釋放(向)南船の平戸出

發は葡船の長崎出發後二十日以上たるべしと

の規定の廢止等)と同旨の彈出を行い即座に

一蹴されたが、日本人の台灣貿易禁止を示さ

れて、この點は愁眉を開いた。(三)はカロン

の在府の記事と家光上洛の内容から推して寛

永十一年らしく、(二)は竹中安女の長崎奉行就

任が寛永六年で同年のものであろう。

この三通の文書は菅沼貞風の平戸貿易志に

も引用されている。津上又平治の所藏で天明

年間藩で借上げ寛政二年返戻されているが、

又平治の子齋は現存するも右文書は失われて

いる。津上の家にこの文書の傳存した關係

は、早くより不明とされている。⑥

○道可公法印公御判物并御書押(引書本十

四番)

定

おらんだいきりす船唐船并家中之舟作事

者、爲船大工中可相調ひ、家作中ニハ一切

かまひ申聞敷者也

元和貳年

極月四日(印)

舟大工

船右衛門

船右衛門は山崎氏、元和二年正月に十五石

の扶持を加えられ、翌年十二月知行五十石の

隆信の判物を得ている。彼は舟大工頭であつ

て、寛永七年十一月舟大工棟梁を命ぜられて

いるのは、更めて辭令を加えられたままで、以

前より實際その地位にあつた。ヨックス日記

に master sea carpenter (Feb. 26, 1621)

master ship carpenter (Sept. 13, 1615)

など、記される Yeyemon Dono は正しく

山崎彌右衛門である。一六一五(元和元)年

八月十九日の條に「ニールソン君はわがジャ

ン船の大工ヤエモン殿に丁銀四八〇匁を支拂

つたが、それはジャンク船用板一七〇枚一枚

につき四匁を完済したので、殘分二〇〇匁は

已に同君が以前支拂つた」といふ、一六一六

年二月廿九日の條に「オステルウィック君に

丁銀二五〇匁を渡し其内よりヤエモン殿並に

タエモン殿の兩大工に各一〇〇匁を與えしめ

た、こは船に關し一方ならぬ盡力せし報酬で

ある」とある。なお船の修造は當時河内浦で

なされたと思われる。○法印公與暹羅國主書案(引書本附録十三番)

これは舊の案文を靜山公頃更に寫したのが現在のもので、上包紙に特に秘物と注している。難解な文章であるが、大意は前年郭六官の商船が暹羅國王の使命をも持ち平戸に來り、更に今回（即ち天正四年の五、六月の西南信風期ならん）吳老の商船再び來り松浦氏に國王の信物も届けた、松浦氏は毎年一舟の渡航を請い、日本の貨物にて必要なるものを達知さるれば調達することを述べ、甲冑一領を進物としたので、この書は春の信風期となり歸国の時迫れる吳老に託したものである。

暹羅とわが國の交渉は十四、五世紀の交、暹羅に往來僑居したシナ商人の手を通じて行われたるも中絶して十六世紀中頃に及んだ。弘治元年來朝し主に豊後に滞在し同三年歸國の途についた明人鄭舜功が、在來の文獻に見聞の新知識を加味して、永祿七年（一五六四）に編纂した日本一鑑の中に、手銃の條に註して「多市暹羅鐵作也」といひ、硝の條に註して「土産所無、近則竊市於中國、遠則興販於暹羅」とある。アーネスト・サトウ氏の調査によると暹羅では一五五九年にビルマ・ラオスの侵入をうけ防戦して勝利を獲たが軍中に五百人の日本人の傭兵があつたといひ、氏は

松浦家文庫の海外交通史料について

この日本人は葡萄牙人の誘引してきたものであるといつてゐる。暹羅船が永祿六年に横濱浦に、同八年に五島に來航せることは耶蘇會士の通信に見えるが、これらはシナ人の商船であろうと自分は考えたことがある。⑩天正初年頃平戸に至つた暹羅船も正にそれである。松浦氏がこれらの船の誘致に努め、暹羅國王に晉信を通じたことは注目さるゝ史實であるが、十六世紀中期に南方諸國との交渉が漸く開かれんとするについでシナ船の持つ重要な役割を更めて認識しなければならぬ。

以上は自分の今回觸目したものについてのみ記したので、たとえば松浦家藏という寛永七年六月の末次平藏あてスペリックス書翰の如きも之を略した。

註① 引用書は十六種二十箇に分類整理されてゐるが、その概略は次の如くである。

- 一、記録類
- 二、原稿并附録、系圖類、引用書目譜類
- 三、舊記類、覺書類、簿帳類、年譜類、家譜類
- 四、家傳類、棟札類、揭示類、碑銘類、小記類、傳説類、題跋類、祭祝類、記録類、物語類、先祖書類、畫讃類、和歌類、牌銘類、縁起類

五、文書類
七、引書本清書類
八、田清帳諸氏人名并分限集、田舎廻神社

佛閣等相札帳
九、明曆二年田畑帳

十、御近世物
十一、雄香公・松英公・等覺公・豐功公御事實其他

十二、引書本重本類 引書本附類
十三、引書本附類

十四、宗陽公その他御家傳草稿
十五、諦乘公證公御傳草稿

十六、詮公御行實日記
② 近世初期中國人來渡歸化の問題 社會と學校（一九四七、一〇）

③ 法善寺は現在誓願寺に合併された。
④ Diary of Richard Coe's with additional notes by N. Minakami.

Vol. II, P. 338
岩生成一氏 明末日本僑寓支那人甲必丹

李旦考 東洋學報 二三ノ三

⑤ 大日本史料 一一ノ一五 五四五頁

⑥ 村上直次郎氏 貿易史上の平戸附録

⑦ 平戸町木田政太郎氏所藏のジャガタラ文に添えた筆者不明の文政二年の覺書に

津上氏所藏和蘭文書三通に言及しその傳來の所以を明かにせずとある。

⑧ 中世に於ける日本と南方との關係 南方文化講座所收

⑨ 長崎市史 通交貿易篇西洋諸國部附錄 七八—九七頁大曲記・壺陽錄・井上先祖覺書・谷村友山覺書の類はこゝに言及しない。

去る八月九日から十三日まで岸俊男助手とともに平戸町に滞在し、その間主として松浦家藏の文書記録を調査したが、相當多數に上る點數のこと故、大概を一覽する程度に終つた。その内海外交通に關する文書若干を摘出して見たが、已に菅沼貞風氏の平戸貿易志をはじめ世に紹介されたものも多い。たゞそれ等は從來松浦家文書或は松浦家舊記等と稱して、その傳歴を詳かにしていないので、二、三の新史料と思われた文書とともにこの點を注記した所以である。

(昭和二五、八、二四)

北朝畫象石

畫象石といへば漢であるが、南北朝にも、隋唐時代にも、おなじような手法はある。これは北朝、多分北魏か東魏の石である。やはり墓中におかれたミニアチュアの城壁である。漢代には石闕というものが墓前にあつた。いまはそのミニアチュアが墓中におかれたのだとおもう。その全形はケルン東洋美術館のミニアチュア石闕によつて想像されたい。これにも本瓦葺のやねがしつらえてある。壁面に線彫の繪がある。畫象はわずかにたかくなつて、その點は武氏祠の畫象におなじであるが、ほんとにあきく、こうなればもう線描の繪である。双髻の侍童が、その主人のためにか、乗馬をひいている。いきいきとうごきのある馬をみよ。ながい尾と鞍絆は大きくうしろになびき、鞍からたれたふさが前後に大きくゆれている。胸のふさかざりはゆらぎ、前脚はいきおいよくふみだされてゐる。頸から頭にかけては、なにか裝飾のおおいようなものがあるらしい。手ずなをとつている侍童も、いくらか手をのびし、足を大またに

ひらいてゐる。そのリズムがこの繪全體を支配する。侍童はながい袖の上衣に大口袴をつけ、いしぼつてゐる。これが北魏時代の輕裝である。武人たちはみなこの服裝をしてゐた。それからおもしろいのは馬蹄のしたにみえる山々である。馬とはつりあいのとれない小さい山々である。けわしい山峯がみねをならべてゐる。左のはしに大きな樹木がある。右のはしに大きな岩ぐみがある。がけといつてよいかも知れない。實に峨たる岩ぐみである。それに二もとの樹木がある。岩に對して不つりあいに大きい。岩だかがげだかわからない。そしてその山々木々が、馬や人間のリズムに應じてうごいてゐる、いな、うごいてゐるような曲線である。それにまた應ずるやうに馬の背に鳥がとんでゐる。なに鳥であらうか。みごとにとんでゐる。そして、はるかかなたに遠山が、ながく、ながく、しかも峯はすどくよこたわつてゐるのである。色彩は、もとより、みられない。けれども、いまはなき一幅の北魏畫をほうふつせしめるものである。石灰岩、よこ約二十一センチ。鎌倉川端康成氏藏 (みづの・せいいち)